

優良社員・技能者表彰制度

一般社団法人島根県住まいづくり協会が社員・技能者の人格及び技量の向上を目的として、会員各社において就労する者の中で、極めて優良であると認められる者に対し、毎年定時総会においてこれを表彰するものである。

(1)推薦方法

協会員が推薦基準に基づき、ふさわしいと思われる者を優良社員・技能者調書により推薦する。

(2)推薦基準

1. 社員は永年勤続で優良な者
2. 技能者は優れた技能を有し優良な建築工事を行なった者
3. 社員は勤続25年以上、技能者は表彰対象業務に15年以上従事している者

※平成28年4月28日（木）までに推薦をお願いします。